

登録ボイラー実技講習機関の登録の公示について

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という）第 19 条の 24 の 37 の規定に基づき登録ボイラー実技講習機関から登録事項変更届出書の提出があり、下記のとおり登録の変更をしたので登録省令第 19 条の 24 の 46 により次のとおり公示する。

記

- 1 登録番号
第 2 号
- 2 届出者
一般社団法人日本ボイラ協会石川支部 支部長 星野 利典
- 3 変更を行った項目及び内容
変更前 刑部 真弘
変更後 辻 裕一
- 4 変更を行った年月日
令和 6 年 6 月 20 日

令和 7 年 6 月 3 日

石 川 労 働 局 長

